

浅析法院立案审查制改为登记制的转变背景、内容、影响

立案制度，虽仅为整个庞大司法体系中的一环，但却是关于纷争能否顺利进入司法渠道、权利能否得以维护的关键环节之一。改革之前，中国法院的立案模式为审查制。简言之，立案审查制是指当事人向法院提起诉讼时，法院首先对诉讼要件进行实质审查，之后决定是否受理。以民事案件的立案为例，根据《民事诉讼法》第119条及相关司法解释等规定，法院的立案审查内容包括原告是否与本案有直接利害关系；被告是否明确；是否存在具体诉讼请求、事实及理由；是否属于法院受理范围及受诉法院管辖范围等要素。

但以往司法实践中，立案审查制被认为可能存在设定起诉条件过高、用词模糊、弹性较大等问题，由此导致不同地区、不同法院、不同法官对立案标准的理解和掌握把握可能存在差异，进而发生“立案难”或地区差异等情况。在此背景下，最高人民法院于2015年04月15日发布《[最高人民法院关于人民法院登记立案若干问题的规定](#)》（法释[2015]8号，下文简称“《规定》”），决定自2015年05月01日起实行立案登记制，期望实现“有案必立、有诉必理”，充分保障当事人的诉权。

立案登记制的主要内容

根据《规定》，立案登记制是指法院对当事人的起诉不进行实质审查，仅对形式要件加以核对，除法律规定不予登记立案的情形外，当事人提交的诉状一律接收，并出具书面凭证。起诉状和相关材料符合法律规定的，当场登记立案。

《规定》共计20条，对立案登记制的适用范围、适用条件、程序保障等方面加以规范。

根据《规定》第1条、第17条、第18条，立案登记制有一定适用范围：一审民事起诉、行政起诉、刑事自诉、强制执行和国家赔偿申请案件适用立案登记制；上诉、申请再审、刑事申诉、执行复议和国家赔偿申诉案件立案不适用立案登记制。

中国裁判所の訴状受理審査制が登記制へと変わった背景、内容、影響を簡潔に分析する

訴状受理制度は、膨大な司法体系の一環にすぎないが、争いを円滑に司法段階に持ち込むことができるかどうか、権利が擁護されるかどうかにおいて重要な節目の一つである。従来、中国の裁判所では訴状受理審査制を実施していた。簡単に言えば、訴状受理審査制とは、当事者が裁判所に訴訟を提起した際、裁判所は先ず、訴訟要件の実質的審査を行った後に訴状を受理するかどうかを決定することを指す。民事案件の訴状受理を例にとるならば、「民事訴訟法」第119条及び係る司法解釈などの規定に基づき、裁判所の訴状受理に対する審査内容には、原告は本案件と直接の利害関係があるかどうか、被告は明確であるかどうか、具体的な請求の趣旨、事実および理由があるかどうか、裁判所の受理範囲および提訴を受けた裁判所の管轄範囲内であるかどうかなどが含まれる。

しかし、これまでの司法実践では、訴状受理審査制は、提訴条件が過剰に高すぎ、用語が不明瞭で、自由裁量度が高いなどの問題により、訴状受理基準に対する認識と匙加減が各地域、各裁判所、各裁判官によっても違いがあったと思われ、「受理難」または地域差などが生じていた。このような背景の下、最高人民法院は、2015年4月15日に「[人民法院訴状受理登記の若干事項に関する最高人民法院による規定](#)」（法释[2015]8号、以下「規定」という）を公布し、2015年5月1日から訴状受理登記制を実施することを決定した。これにより、「案件があれば訴状受理し、訴えがあれば対処しなければならない」というルールが実現され、当事者の訴権が十分に保障されることが期待される。

訴状受理登記制の主な内容

「規定」によれば、訴状受理登記制とは、裁判所が当事者の提訴に対して実質的審査を行わずに、形式的要件の確認のみ行うことを指し、法律で訴状受理登記しないと規定されている状況を除き、当事者から提出された訴状は全て受理し、書面での証明を発行しなければならず、訴状および関係資料が法律規定に合致する場合、その場で訴状受理登記されるとしている。

「規定」は計20条で構成され、訴状受理登記制の適用範囲、適用条件、手続き保障などの方面において規範化している。

「規定」第1条、第17条、第18条によれば、訴状受理登記制には一定の適用範囲があり、一審民事提訴、行政提訴、刑事訴追、強制執行および国家賠償請求案件には訴状受理登記制が適用される。上訴、再審請求、刑事訴訟における異議申立て、執行異議、国家賠償の異議申立て案件の訴状受理には訴状受理登記制を適用しない。

另外，《规定》第10条明确了不予登记立案的范围：违法起诉或者不符合法律规定的；涉及危害国家主权和领土完整、国家安全、宗教政策等的；所诉事项不属于人民法院主管的。

对于改革前的立案审查制与改革后的立案登记制的主要内容或差异，我们简要整理如下：

| 項目 | 立案审查制 | 立案登记制 |
|--------|--|--|
| 立案材料 | 基本一致。 | |
| 立案条件 | 相关法律法规规定了立案条件，但是，结合前述分析，以往司法实践中，可能存在立案难和地区差异等情况。 | 依《规定》第1条、第2条，法院仅作形式审查，立案标准理论上全国统一。 |
| 诉状样本 | 以前法律法规无明确规定，但实践中有不少法院提供诉状样本。 | 依《规定》第3条，法院应当提供诉状样本。 |
| 诉权的保障 | 以往司法实践中，可能存在有案不立、拖延立案、人为控制立案、“年底不立案”等情况。 | 依《规定》第13条，有案不立、拖延立案、干扰立案、既不立案又不作出裁定或者决定等违法违纪情形，当事人可以向受诉人民法院或者上级人民法院投诉。诉权保障程度较以往有所提高。 |
| 立案材料补正 | 当事人可能来回多次被要求补正诉讼材料。 | 依《规定》第7条，当事人提交的诉状和材料不符合要求的，人民法院应当一次性书面告知在指定期限内补正。 |

このほか、「規定」第10条では、違法に提訴し、又は法律の規定に合致していない場合、国の主権および領土の完全性、国家安全、宗教政策などに危害を及ぼす場合、訴え事項が人民法院の主管外の場合は訴状受理登記適用外である旨を明確にしている。

従来の訴状受理審査制とこの度の変更後の訴状受理登記制の主な内容又は違いについて、下表に簡潔に整理する。

| 項目 | 訴状受理審査制 | 訴状受理登記制 |
|-----------------|---|---|
| 訴状受理に必要な提出書類 | 基本的に一致している。 | |
| 訴状受理条件 | 係る法律法規では訴状受理条件について規定しているものの、前述の分析をふまれば、これまでの司法実践において、訴状受理難および地域差などがあつた可能性がある。 | 「規定」第1条、第2条によれば、裁判所は形式的審査のみ行うとされており、訴状受理基準は理論的には全国的に統一されている。 |
| 訴状見本 | 以前は法律法規では明確な規定はなかったものの、実践では多くの裁判所が訴状のサンプルを提供していた。 | 「規定」第3条によると、裁判所は訴状見本を提供しなければならない |
| 訴権の保障 | これまでの司法実践においては、「案件があつても訴状受理せず、訴状受理の先延ばし、訴状受理の人為的コントロール」、「年末は訴状受理しない」などの状況があつたとみられている。 | 「規定」第13条によると、案件があつても訴状受理されず、訴状受理先延ばし、訴状受理の妨害、訴状受理も裁定も行わず又は決定などが法律・規定に違反する場合、当事者は訴訟を受けた人民法院又は上級の人民法院に苦情申立てをできることになっており、訴権保障の度合いが従来よりも若干向上している。 |
| 訴状受理に必要な提出資料の補正 | 当事者は訴訟に必要な提出書類の補正を何度も求められた可能性がある。 | 「規定」第7条によると、当事者が提出する訴状および提出書類が要求に合致しない場合、人民法院は所定の期間内に補正されるよう一回限りの書面で告知する必要がある |

立案登记制的影响

对于立案登记制对企业的主要影响，我们整理如下：

1. 立案登记制一方面为企业起诉提供了便利，但另一方面，也可能会增加被诉的几率（不排除是滥诉的情况），这可能会增加企业的成本。
2. 可能会影响案件处理周期等。据最高人民法院通报的情况，立案登记制实施后的1个月内，立案数量大幅上升（以民事案件为例，增长了近30%），这显然会加重法院的工作，对已经非常紧张的司法资源造成较大影响。律师在实务操作中，已经遭遇民事案件开庭排期时间延长、法官案件大量积压等情况。
3. 立案登记制对劳动争议等案件的法定处理流程并无影响。
劳动争议案件，仍然需要依据《劳动争议调解仲裁法》等规定，先行通过劳动争议调解仲裁程序，而无法直接诉诸法院。即便直接向法院提起诉讼，也将被法院以“不符合法律规定”为由，不予立案。

根据立案登记制的内容以及实施以来的实际情况，我们理解，立案登记制确实有助于保障当事人的诉权。但同时，如何建立配套机制应对大量涌入的案件、如何建立配套机制有效制止滥诉等问题，也需要予以关注。

（里兆律师事务所2015年08月07日编写）

诉状受理登记制による影響

訴状受理登記制が企業に与える主な影響について、以下の通り整理する。

1. 訴状受理登記制により、企業が提訴するうえでは便利となったが、その反面、訴えられる確率が増すおそれがあり（濫訴が生じる可能性あり）、それに伴い、企業のコストが増加するおそれがある。
2. 案件の処理周期などに影響するおそれがある。最高人民法院の通達状況によれば、訴状受理登記制の実施後1ヶ月で、訴状受理数が大幅に上昇しており（民事案件を例にとると、30%近く増加）、裁判所の業務量が増え、すでに余裕がない状況にある司法資源に大きな影響をもたらすことは明らかである。筆者は実務においても、民事案件の開廷時期の先延ばし、裁判官に手付かずの状態にある案件が大量に発生しているといった状況を目の当たりにしたことがある。
3. 訴状受理登記制は労働争議などの案件の法定処理手続きに影響するものではない。労働争議案件は依然として「労働争議調停仲裁法」などの規定に従い、労働争議調停仲裁手続きを先行する必要がある、直接裁判所に訴えることはできない。仮に直接、裁判所に提訴しても、裁判所は「法律規定に合致しない」ことを理由に訴状受理しない。

訴状受理登記制の内容および実施以来の実情により、訴状受理登記制は当事者の訴権保障に有益であると考えられる。しかし同時に、大量に舞い込んでくる案件に対処するためにはどのような体制を構築すべきか、濫訴などを効果的に阻止するためにはどのような体制を構築すべきかなどについても、関心を払う必要がある。

（里兆法律事務所が2015年8月7日付で作成）